

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第22回）

平成24年11月20日（火）

午前9時30分～11時30分

京都ガーデンパレス「鞍馬」

○座長

皆さん、おはようございます。

11時半の予定時刻までよろしく申し上げます。

今回からは時間をより効率的に使うために、資料をあらかじめお届けして、各資料について委員のほうから事前に質問を出していただき、これを事務の方でまとめまして、説明の中に織り込む形で説明していただくということになっております。自分が聞いたのに答えてないということがありましたら、後の御質問で忌憚なく指摘いただけたらと思います。

それでは、次第に沿いまして、第1番目「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)」について説明をお願いします。

議 事（1）「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)」の検討状況について

○事務局

障害者支援課です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、資料1をお願いします。

「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」につきましても、障害者の生活環境、これが以前に比べると改善されつつあるものの、障害のある方が障害を理由に異なる取り扱いを受けたり、障害への配慮がないために暮らしにくさを感じたりする状況があるという中で、こういった障害を理由とした不利益な取り扱いを受けることのない、障害のある方、ない方ともに安心して暮らせる京都づくり、これを進める基本理念や実現に向けた方策などを定める総合的な条例について現在検討を進めているところです。

これにつきましては、平成23年1月に策定しました京都府の施策の中期ビジョン、「明日の京都」でも条例を制定しますと掲げています。

この条例の検討に当たっては、2番の条例検討会議の設置とありますが、障害のある方、当事者の視点を踏まえつつ、幅広い観点から検討をしたいと考えており、障害当事者、市町村、それから障害福祉サービス事業者、医療、教育、経済、労働等々の関係者からなる条例検討会議を設置しています。

資料の4ページに委員名簿があります。この検討会議の委員は、全部で33名の方に就任いただき検討を進めているところです。

この中で、障害の当事者、御家族、それから支援されている方々など、約40団体を超える団体でつくった障害者権利条約の批准を求める京都の実行委員会から18名、そのほか、医療、経営、商工、教育といったいろいろな関係者に参画いただいているところです。

この条例の検討の進め方ですが、1ページの3番に検討状況で記載しています。この条例の検討会議を、今年の3月末に設置して以来、これまでに4回開いており、本日午後からも第5回の会議を予定しています。

参考にもありますが、8月から大体月に1回程度開催しています。年内いっぱい、昨年度この障害を理由とした不利益取扱いなどと思われる事例を募集していき、これをもとに、福祉、医療、就労、教育、住宅、交通などの分野ごとに、障害を理由とした不利益取扱い、それから合理的配慮、共生社会の実現に向けた推進方策等について分野別に検討することで進めています。

来年1月、2月に、その分野別検討を進めたものにつきまして中間取りまとめをし、その後、来年3月を目途に、国の方で障害者差別禁止法案、これが来年の通常国会に提案される予定ですので、その法案の中身を見ながら具体的な条例の構成、内容の検討に移り、6月までに一定、最終取りまとめを行い、6月議会にこの骨子案の報告、9月議会には条例案の提出といったスケジュールで進めていきたいと考えているところです。

資料の2ページに、国の差別禁止法案の検討状況があります。

国では、障害者権利条約の批准に向けて、平成21年に障がい者制度改革推進本部が設置されており、現在、集中的に国内法の整備が進められています。この間、障害者自立支援法の改正や障害者基本法の改正、つい最近では、この6月に障害者総合支援法が制定されました。

2ページの一番下の枠内に、障害者差別禁止法案の検討と書いていますが、この法案につきましても、この9月に骨格提言、この差別禁止部会という検討組織の意見を取りまと

めたものが出されています。これをもとに、現在、内閣府で法案が検討されており、来年の通常国会への提出を目標に進められているところです。

その禁止法案の検討中の内容ですが、主に2点ありまして、障害を理由とした差別の禁止というのが一つ。これは、罰則はないと聞いています。それから2点目には、障害を理由とした差別が起こってしまったときの個別事案解決の仕組みを設けるということ。解決の仕組みとしては、身近な地域に相談員を置いて、相談によって解決するもの、それから助言、あっせん等を行う機関を設置するといったことが想定されていると聞いています。

次に3ページの他の都道府県での取り組みの状況ですが、現在までに、千葉県、北海道、岩手県、熊本県、この四つの道県において、障害を理由とした不利益取扱いを禁止する条例が制定済みです。

一番最初が千葉県で、平成18年10月に制定されています。ほかの県の条例を見てみますと、やはり中身としましては、障害を理由とした不利益取扱いの禁止、いずれも罰則は設けられておりません。それから、不利益取扱い、障害を理由とした差別といったものに対する個別事案の解決の仕組みがあります。

それと千葉県の条例では、誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組みとして、推進組織が設けられています。また、各府県とも、県民の理解促進の仕組みといったものが組み込まれている形です。

それから、資料5ページの検討工程表のイメージをご覧ください。

この8月から毎月、大体1回のスケジュールで分野別の検討を進めており、これまでに福祉、医療分野、商品販売・サービス提供分野、労働分野、そして今日の午後からは、教育と建物・公共交通の分野、12月には住宅、情報・コミュニケーション、それからその他、女性障害者といったような分野別に検討を進めることとしています。

この11月には、この検討会議だけではなく、いろんな方々の意見をいただくタウンミーティングを府内3カ所で実施したところです。今月の4日に京都市内、10日には北部の舞鶴、18日には宇治で開催しました。それぞれ合わせますと約300名の参加をいただいたところです。

今後、来年2月を目途に中間まとめ、それから国の差別禁止法案の状況を見ながら条例の構成、内容の検討に入っていくわけですが、最終まとめが予定されている6月までの間、再度、府内でのタウンミーティングを開催しまして、広く意見をいただきたいと思っております。

し、この間にまた関係する各種団体への説明会なども予定しているところです。

この検討工程表の一番下の枠外に記載してありますが、この検討会議委員以外の障害当事者を初めとする府民の意見を聞くということから、この検討会議のほかに障害当事者団体などが主催する会議、検討部会と言っていますが、ここでの議論を進めていただいているところで、これまでに4回の検討部会を開催していただいたところです。検討部会に京都府も参画しまして、必要に応じて求められた説明をしています。

それから、資料の6ページ以降は、昨年募集しました「障害を理由とした不利益取扱いと思われる事例」の募集結果です。応募者数は378名の方から、事例の件数は479件です。

分野別ですが、福祉分野で62件、医療27件、商品販売・サービス提供で64件、労働で42件、教育で33件、建物・公共交通で89件、住宅23件と情報・コミュニケーション31件、このいずれの分野にも該当していないその他が108件です。その他108件については、この八つの分野に該当しない、かつ中身的には、いわゆる心ない言葉や冷たい対応といったハラズメント的なものが多くなっています。

それから、応募者の中で障害の種別の記載がない方が131名となっていますが、この事例募集に当たっては、障害のある方々の団体が実施したワークショップで集めていただいたものが多数あります。そのワークショップで集めたときには、障害種別を聞かずに集めたため、種別が記載されていないものが131件あるということです。

主な事例につきましては、それぞれ分野別に記載していますので、またご覧ください。

それから、参考としまして熊本県の条例のリーフレットと、条例の本文、ちょっとイメージを持っていただけたらと思い配布しています。

説明は以上ですが、事前にいただいた質問について説明します。

まず、現在までの検討で、それぞれに内容、それから個別具体的な問題点として質問を3点いただいています。一つは、昨年募集した事例を踏まえて、誰に対してどんな教育・啓発を行おうとするのかと、議論の状況を具体的にということですが、これは、この事例をもとにしまして、毎月1回程度、分野別に会議をしています。その中で、条例に教育・啓発をどう位置づけ、誰にどんな教育・啓発を行っていくかということにつきましては、もちろん今後、検討会議の中で議論いただくことになるわけですが、各分野の議論をする中で、事務局からは、障害のある方へ理解を深める、それから不利益取扱いを未然に防止する取り組みとしまして、福祉の従事者、医療の従事者、企業の採用人事担当者、一般社

員、店舗・施設等のサービス提供職員、地域住民などに向けた障害の正しい理解、不利益取扱い、それから合理的配慮の内容、障害のある方への接し方、こういったものについて啓発資料の配布や研修、あるいは不利益取扱い、合理的配慮に関するガイドラインの作成や障害のある方、ない方が交流するイベントなどの施策をしてはどうかという提案をしています。検討会議の中では各委員の方々から、「日常的な触れ合いの中で、互いを理解し合うことが重要で、勉強や教育を地道に進めていかないといけない」という意見をいただいたり、「事例の一つ一つの解決方法を見つけた上で、企業のトップを筆頭に改善していくことで少しずつよくなるのではないか」、それから事例のほとんどが障害に対する無知、無理解、誤解、こういったものから生じているということも考えられ、「お店の社員教育、店員教育を制度づけていってはどうか」といったような意見など、いろいろな意見を今いただいているところです。

それから、今後も障害に関する新たな問題が生じるとか、社会情勢の変化によって問題が変わっていくと、こういったことも想定して、条例制定後のフォローアップを検討する組織をどうしていくのかという質問については、今後の検討にはなりますが、同様に検討会議の中では、オール京都体制での共生社会の実現を目指す推進会議の設置や、分野ごとに課題を議論するプロジェクトチームの設置なども提案していますし、各委員からは、「合理的な理由や正当な理由があって不利益取扱いや合理的配慮の欠如に当たらないことについては、時代に合わせて検証を続けていくシステムが要るだろう」という意見や、「すぐに解決できない問題について中長期的に解決していくような委員会のような仕組みがあった方がいい」といった意見をいただいています。

それから、府の責務としまして、障害のある方に対する施策の考え方が、バリアフリー、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインと発展して、物や設備から精神面にも広がってきた中で何をを目指すのかと、条例にどう書くのかといった質問について、これも具体的にこの共生社会の実現に向けた推進方策をどう位置づけるか、今後、検討会議の中で議論していきたいと考えています。

そのほか罰則規定がないなら、実効性を求めるためにいろいろ工夫が要するという質問ですが、これは、他府県の条例も罰則規定はいずれも設けてない中で、共生社会の実現に向けた条例の推進体制を作ったり、理解促進といった取り組み、未然防止の取り組み、それと個別事案についての相談、助言、あっせんといった話し合いを基本とした解決を図る仕

組み、こういったものが設けられており、こういった状況も見ながら、今後、検討していくことを考えています。

また、府の障害者採用枠や民間企業が採用した場合の優遇措置等について質問いただいています。既に採用枠は設けているとともに、府が知的障害者を非常勤職員として直接雇用する「府庁ゆめこうば」という事業もしています。民間企業が採用した場合のインセンティブにつきましても、国の施策として取り組まれていますし、府としましても、積極的に取り組む企業の表彰、認証制度などに取り組んでいるところです。

また、府内でこういった条例づくりを進めている市町村があるかという質問についてですが、府内の市町村では、今のところないと聞いています。

それから、熊本県の条例の中で、合理的配慮を求められるケース、過度の負担とならない範囲を誰が判断するのかといった質問もいただいています。

これにつきましては、誰が判断するかは、実際にはなかなかなく、第三者的立場の相談員が当事者双方の間に入って、言い分を聞いて相手に伝える、こういう中で調整をしていき、双方が納得するところで折り合いをつけるといった解決方法をとっています。

熊本県の条例は、実は合理的配慮の部分につきましては、そうした相談活動の後、助言、あっせんを求めるという申し立ての対象にはなっていません。合理的配慮については双方の相談までで調整を終えるということになっています。

それから、いわゆる相談員や広域相談員、調整委員会、どんなメンバーなのか、という質問についてですが、熊本県条例では地域相談員というものを設けていますが、これは身体障害者福祉法や知的障害者福祉法に、身体障害者相談員、知的障害者相談員が法律で設けられています。こういった方々にプラスしまして、民生児童委員などの障害者に関する相談や人権擁護の知識など経験を有する方々を地域相談員として設置しており、熊本県では約180名いらっしゃると聞いています。

それから、広域の相談員ですが、障害福祉業務の経験者、または関係する有資格者ということで、熊本県では社会福祉士と臨床心理士、それから特別支援教育の経験者、合計4名が設置されています。

次に、助言、あっせん等を行う調整委員会の委員ですが、障害者団体、家族団体、施設関係団体の代表者が6名と、それから関係分野、福祉、教育、雇用、医療などの有識者6名、それと公益的な立場から大学教授や弁護士などの方々が3名で、合計15名で構成され

ています。

京都府に現在、いわゆる地域相談員のようなものがあるのかという質問については、もちろん条例の中で置く相談員等につきましては今後の検討になりますが、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいて市町村が設置している相談員は、身体、知的合わせて現在220名程度いると聞いています。

それから、相談員の方々がトラブルに即応できるのか、相談、調整のタイミングについて質問いただいています。

相談とか調整のタイミングとしましては、熊本県の条例では、不利益取扱いなどを受けた当事者、あるいはしてしまった側から、相談員に対して相談をしたいという連絡を受けた時点、ここから始まります。そこから双方の話を聞きまして、相手方に伝える中で話し合いで解決を図っていくということです。事案によってすぐ解決できるものもありますし、すぐにはなかなか難しい、時間がかかるものもあると聞いていますが、例えば虐待の事案など直ちに対応が求められるものにつきましては速やかに専用の法律に基づいた通報窓口につないで、法に基づく対応に引き継いでいると聞いています。

それから、正当な理由に基づく場合、障害者に対する不利益な取り扱いを免じるということで、構造上やむを得ない場合や業務を適切に遂行できないといったことが条例に挙げられていますが、これは抜け道にならないのかという質問もいただいています。

熊本県条例の解説書では、構造上やむを得ない場合として、施設、公共交通機関の物理的な構造上、例えば車椅子で施設に入ろうとしたときに施設が損傷してしまう場合や施設等の老朽化のために障害のある方の安全を確保できない場合などが挙がっており、また、業務を適切に遂行できないと認められる場合としましては、これは極端な例ですが、運転が必要な業務において運転ができない場合、あるいは接客の機会が多い業務において接客が十分にできない場合などが挙げられています。

けれども指摘のとおり、抜け道に使われる可能性というのはやはり否定できないだろうと思います。しかし、やむを得ない場合が当然あると思われしますので、ガイドラインなどでできるだけわかりやすい例を示して周知啓発をしていくのだろうと考えているところです。

最後に、行政の責務として、施策推進の財政措置が努力規定になっているとか、配慮を求められる側への支援がないといったことも指摘いただいています。

熊本県の条例では、合理的配慮につきましては、県民みんなができる範囲で、負担が重過ぎることにならない範囲での配慮を求めています。配慮する方々が何らかの支援を受けないと配慮できないというところまでは求められていないと思われま

す。県の施策推進の財政措置については、この条例の中に努力義務がありますが、この条例で解決を図ろうとしている個別事案への対応ではなく、広く共生社会の実現に向けた障害保健福祉施策全般への努力規定だと思われま

すので、これを全部、義務化ということは考えられなかつたようです。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○座長

外国人差別条例の計画はないかという質問について、知事室長グループお願ひします。

○事務局

知事室長グループです。

関連の質問で、外国人差別禁止条例の計画はないのかという質問をいただいています。

現在、外国人差別の禁止条例についての計画はありませんが、国際課で設けています外国籍府民共生施策懇談会での意見、あるいは府民だより等の広報・広聴を通じていただく意見等を参考にしながら、外国籍府民の皆様が暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けて進めていきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

一応、事前に各委員から出た問題点については、今、回答をいただいたんですけども、不十分である、あるいはそれ以外の問題など、意見、質問がありましたら委員のほうから遠慮なくお願ひします。

○委員

先ほど熊本県の条例内容をすごく説明していただきましたが、それは京都府でそれを踏襲するなり何なりするということでの提案でしょうか。

○事務局

それは熊本県の条例に書いてある内容のことで質問を多々いただいたので、それにお答えしたところです。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

それと、先ほど説明のあった配慮する側の権利について、差別をしないでおきましょうという法案をつくらなければ何も動かないというところは非常に悲しいんですけども、確かに医療関係でも、やはりそれを盾にして非常に自分の立場を主張される方というのは実際おられます。障害児の保護者から、たん吸引をしてもらうために看護師さんを常備させてほしいとか、そういうことを公立の学校のほうに言われてこられて、学校医が非常に困惑するなど、いろんな問題があります。

その中で、こういう問題が起こりましたということに対する検討委員会なりを客観的な立場で検討できる委員会を作っただけということとは、非常にいい建設的な方向に、トラブルが減っていく方向になるんじゃないかと思いますが、それについての実働はどうでしょうか。

○事務局

実は、その検討、助言、あっせんを行う第三者的な組織、千葉県条例や熊本県の条例では調整委員会と言われていますが、実際に相談活動で話がかたずに調整委員会に申し立てをされたという事例は、先行の四つの道県では、実績は今までありません。いずれも相談活動の中で一定の解決が見られる、あるいは相談者がもういいよと相談をやめてしまうといったところまでで、解決といえますか、終結をしていると聞いています。

京都府では、今後どういう組織を置くのか置かないのか、また検討会議で意見いただく中で詰めていきたいと思っています。

○座長

今の質問は、こういう包括的な条例じゃなくて、医療なら医療、福祉なら福祉で、個別分野でそういう問題が起こったときに、相談員というか、処理するのはどうされているのかということだろうと思います。

○事務局

個別分野で起こったものにつきましても、やはり基本的には設置されている相談員に相談いただき、相談員が間に入って個別にそれぞれ双方の話を聞きまして調整をしていくといった解決方法になりますし、その個別分野につきましても、調整委員会に助言、あっせんの申し立てをする対象になっています。

○座長

他の委員、どうぞ。

○委員

国の権利条約の批准を日本ができてないという、この辺の問題があって、それから今、国のほうで差別禁止法を作ろうとしていて、その中で京都としてはどうするんだという状況があります。

今回の特徴としては、先ほど説明もありましたけども、当事者を巻き込んでという形の部分ではすごく有意義なものじゃないかなと思っています。ただ、罰則規定という形では、多分、共生社会というところではなかなかうまくいかないのではないかなと思っています。

障害分野、私もこの分野におりますが、福祉の部分からだけでこの話を進めていくと、どうしても小さくなってしまいますので、福祉分野じゃなくて、他の分野での理解といいますか、福祉分野以外で障害のある人についての議論、この条例を通じていろいろ議論を進めていけばよいのではと、考えています。

○座長

ありがとうございます。

ほかに、委員、どうぞ。

○委員

検討委員会の委員もしていますが、先ほど説明であったように、具体的な事例が500近く出る中で、本当に愕然とするぐらいひどい事例が挙げられているということですから、やっぱり現状をみんなで認識して、この条例を作るということは必要だと思います。その前提ではありますが、個々の事例をどう解決できるかということをし少し突っ込んで議論していく中で、やはりそれは何らかの社会的なコストがみんな発生するんですね。それを個人の障害者の方に求めるというのは、もう到底無理で、サービスを提供する側にやはりそれを全部負荷させるのかということ、そこにも問題があると思います。

そうすると、今、福祉関係の方とかNPOの方々が障害者のいろんなサポートをされたり支援活動をされてる中で、圧倒的に経済的な面でどこまで国及び地方行政が認識されて、それに対して一定の覚悟を持って条例を進めようとしてされているのかということが、議論が先へ行けば行くほどやはり問題になると思うんです。そのあたりが非常に大きなネックになってござるを得ないなということが一つ。

もう一つ、いろんな分野で議論が進められる中で、特に労働分野、企業の就労ということについて、労働というのは、あくまで個人と組織、会社、事業者等、やはり同等の権利でもって、契約関係でもって、企業が給料を払って、個人の持つ労働力、労働付加価値、労働力を買わせていただいているという意味でいくと、ちょっと全く見方によっては逆の立場ということも言えるのが企業における就労だと思っています。

この条例が少し行き過ぎてしまったとき、条例の決め方によっては、障害者の方のやはり就労環境とか生活環境をますます悪くしていってしまうということにもなりかねないので、ほかの分野とは別に、労働分野だけは、やはり委員の1人としてきちっと批判を浴びても意見を述べていこうと検討委員会の方には臨んでいます。

○座長

ありがとうございます。関連して、コメント、意見あれば。委員、どうぞ。

○委員

熊本県の条例について質問したのは私なんですけども、それは中身を見ようと思って、大体、条例づくりというのは横にらみで作っていく例が多いので、考える際に何か具体的

な材料が必要なので、熊本ということで質問させていただきました。多分、京都にとっても、熊本だとか千葉だとか参考にされていると思います。

それを読んで気になった点が、今、お答えいただいたんですけども、それでもまだ気になってる点が財政の問題です。

今、委員も発言されたように、法律も条例も社会で障害のある人に対してノーマライゼーションを進めていこうと、みんなで作っていこうと、総論はいいことなんですけども、個別具体的に問題が起きたときに、企業の負担やあるいは医療の負担だとか必ず出てきます。そして陰悪な雰囲気になって終わってしまったということも想定できると思います。そこでやっぱり行政がきちんと覚悟を持って進めていかないとだめなことがあると思います。それはやはり財政的なバックアップは必ず出てくると思いますし、その覚悟はあるのかどうか。

財政負担の覚悟というのは、府民の負担になりますから、府民の税金を使ってやるわけですから、それに対して理解を求めて、理解を得ていく。そういう条例でなければ、何かみんなで仲よくやっていきましょうだけでは、個別の問題は解決しないのではないかという気がしました。

そこら辺もまだ議論の最中なので何とも言えないと思いますが、スタンスとして、委員の方ばかりでなく、行政の方たちの覚悟みたいなものも示していかないとだめなんじゃないかなと感想として思いました。

○座長

ありがとうございます。委員、どうぞ。

○委員

関連することで質問ですが、先ほど既に地域相談員が市町村に約220名おられるという説明がありましたが、それは報酬とかはどのような形になってるのでしょうか。それと色々な事案に対応しておられるということですが、年間で言えば1人当たり何件ぐらいの相談事に応じているという実績わかるような資料はあるのでしょうか。

といいますのは、今回募集しました不利益取扱いと思われる事例の募集結果を見ましても、3月から7月まで5カ月間で378人、479件ということですので、その220人いらっしゃ

やる方がどれだけ働いておられるのかなとか、その報酬はどういう形になっているのかなということがちょっと気になりましたので、お聞きします。

○事務局

現在、市町村が設置されてます身体、それから知的障害者の相談員につきましては、いわゆるこの条例に基づくものではありません。地域相談員は身体障害者福祉法と知的障害者福祉法に基づいて置かれており、相談員の方々は身近な方々の日常的な相談に応じておられると聞いています。一人あたりの相談件数については、統計はちょっとありません。

それから、報酬につきましては、一人あたり年間3万円程度支払われていると聞いています。

○委員

それは今現在、障害者福祉法によるものということで、今後、ですからこの条例ができましたら、また相談体制、いろんな調整委員会ですか、いろんな相談員とか調整委員を置かれることになると思うんですけども、その報酬体制についての計画はありますでしょうか。

○事務局

他府県の例で言いますと、地域相談員について実際に報酬を払っているとは聞いていません。あくまでやはり御協力をいただいていると。実働があった分の実費、行動の旅費のような実費は千葉県は負担されていると聞いています。

それから、千葉県、熊本県ともにですが、相談の特に中心になるのが広域の相談員になりますが、こちらは県の嘱託職員として報酬を支払っていると聞いています。

そういった例を参考にしながら、京都でも検討していきたいと思っています。

○委員

公的機関や医療関係施設などバリアフリーにするためには施設の改良が必要なわけです。要するにそれを、公的機関等を整えてそれだけの施設を改良したら、そこに利用者が集まれるわけです。そうするとその機関の従事者の労働の疲弊という問題をやはり考えなけ

ればならない。やっぱり疲弊してしまい、病院なら看護師が足りないというところで医療事故も起こるというところ。先ほど委員が発言されたように、条例をつくられることは確かにいいと思います。ですけれども、現実問題としてどういうことがそれによって起こるかということをよく考えて、それから条例をつくるということに向かっていただきたいと思います。誰を守り誰を保護するかというところは、皆考えることは一緒だと思うんですけども、同じように人権はあるはずですので、そのところを検討いただければいいなと思います。

○座長

重要な意見、結局それが最後の問題になると思うんですけど、障害のある人をない人と同じような状況に持っていくのは究極的な目標だけど、そのためにどれだけの社会的なコストが必要か、検討委員会ではそういう議論が率直にできるような雰囲気、そういうことがあって初めて意味のある、本当に機能する内容の条例になると思いますので、これは府の方もそういうことを十分認識しておいていただけたらと思います。

それでは、また意見等ありましたら事務局へいつでもお申し出ください。

次に2番目の議事、インターネットによる人権侵害への対応等についてお願いします。

議 事（2）インターネットによる人権侵害への対応等について

○事務局

人権啓発推進室です。

それでは、お手元の資料2のインターネットによる人権侵害について、こちらに基づき説明します。

最初に、どうしてこのテーマ、インターネットの人権侵害を取り上げたのかということですが、発端は大津のいじめ問題でした。ネット上で加害者の、あるいは家族の個人の情報というのが流れてしまったり、あるいは全く関係ない方の情報も流れていたということで、非常にプライバシーを侵害する事例が後を絶たない状況で、そこは京都府としても何とかより一層、ネットによる人権侵害に対する対策をとる必要があるのではないかということから、今回このテーマを取り上げたところです。

それでは、最初に1ページ目をお開きください。

インターネットによる人権侵害の取組方針ということで、これは新京都府人権教育・啓発推進計画の該当部分の抜粋になります。

冒頭の4行にありますように、ネットは私たちの生活を便利で豊かにするために、非常に必要なものになっています。ただ、情報発信というものが匿名性だということを利用して、他人を誹謗中傷したり、あるいは差別を助長するような情報がネットを通じて広く流れているといった問題が生じています。

こうした問題に対して、京都府では、いわゆるプロバイダ責任制限法という法律に基づきまして、そういった問題のある情報発信した方の開示請求の周知に努めたり、あるいは表現の自由に配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者への啓発あるいはプロバイダへの情報の削除要請、こういった個別対応をしているところです。

さらにこうした問題を根本的に解決するためには、個人のプライバシーを守るということと、情報の収集や発信における責任とモラルという重要性について府民の皆さんの理解を広げることが重要で、そうした啓発についても取り組んでいます。

次に、インターネットによる人権侵害の現状と課題ですが、資料2の参考1「インターネットによる人権侵害の現状」という資料をご覧ください。

今年の夏に内閣府が行った人権擁護に関する世論調査の中では、やはりネットによる人権侵害の関心が非常に高かったということ、あるいはインターネットの人権問題として誹謗中傷やプライバシー情報の掲載、あるいは犯罪の誘発が心配をされているということ。あとは、法務省で把握した平成23年中のインターネットを利用した人権侵害が624件に上ることなどを紹介しています。

事前に委員からいただいている質問の回答になりますが、平成23年中に全国の法務局に寄せられた人権相談の総数は26万6,665件で26万件余りです。このうち、インターネットに関するものが2,853件となっていました。約1%です。また、京都府内における人権相談の件数は4,900件で、そのうちインターネットに関するものが76件、1.5%ぐらいです。

なお、法務局での処理とは、人権侵犯の事案として受理をしたうち、何らかの改善の措置を行ったものや措置をちょっと猶予しましょうというもの、あるいは調査を打ち切りましょう、ほかの機関に紹介しましょうということを行ったものでして、インターネットの

人権侵害につきましては、平成23年中に処理をした件数が624件、そのうちの1割の62件について、いわゆるプロバイダに削除要請を行ったということです。実際に削除要請に至っているのが1割ですが、人権擁護委員の方などによる調査を経まして、それにつきましては適切に対処されていると認識しています。

あと、財団法人インターネット協会が設置しているインターネットホットラインセンターに寄せられた相談についても質問をいただいています。平成23年中にホットラインセンターで受理した、通報数は17万6,254件です。

次に、資料の2ページにお戻りください。現状と課題ですが、この①につきましては先ほど説明しましたが、京都府ではこれ以外に、子どもの人権侵害の対策としてフィルタリングサービス、青少年に不適切なサイトのアクセス制限や児童ポルノの規制、学校の裏サイトの監視なども実施しています。

ただ、インターネット上の情報発信に関する個別法としてのプロバイダ責任制限法ですが、こちらは人権侵害があつて問題がある情報を削除することができるわけですが、これが結局、プロバイダの自主的な対応に委ねられてしまつてるので、新たな法的な措置も含めた、より実効性のある対策を京都府としても国に対して求めているところです。

また、昨年実施しました府民調査の中でも、インターネットによる人権侵害に対して、ルールやマナーについての教育や啓発ということを期待するという回答が一番多かったものですから、今後も啓発に努めながら、さらに問題のある情報をもっと積極的に見つけ出すような監視についても取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところです。

次に、3ページの今後の取組の方向性ですが、これは三つありまして、第1に掲げていますのが、人権を尊重し合う機運を高める教育・啓発の推進です。

この問題は、あくまでインターネットというツールを使った、いわゆる人権侵害だということで、根本的な解決を図るためには、どうしても一人一人の人権を尊重するという意識を何とか社会の中に広げて根づかせていくことが必要であり、そういった啓発に引き続き取り組んでいこうということです。

事前にこれも委員から、具体的にどんな対策をやつてるのか、という質問をいただいています。

例えば、去る10月28日に、「京都ヒューマンフェスタ」という人権啓発のイベントを開催しました。その中で、インターネットによる人権侵害を取り上げた啓発のパネルの展示

や来場者に啓発冊子を配布しています。

また、来月12月の人権週間の中ではインターネットによる人権侵害を大きく取り上げようということで、今、計画をしています。きょうと府民だよりや新聞意見広告、あるいは若者向けに各大学に置いてある無料のフリーペーパーに大きく啓発について取り上げることを考えています。

それから2番目に人権侵害に遭ったときの相談機関の周知を掲げています。インターネット上に自分の人権が侵害されたという情報を掲載されたとき、まず真っ先に考えるのが、何とか早くその情報を消してほしいということだと思います。

ただ、なかなか一個人がプロバイダ責任制限法について知っていても削除の仕方や、発信者情報の開示請求は手続きが煩雑だということもあり、まずは人権侵害に遭ったという被害を何とか救済するためにも、適切な相談機関を広く知っていただく環境を整えていくのが必要と思います。

そして三つ目が、この人権侵害の実態把握（監視）体制づくりということで、これが今回、府として新たに取り組めないかと検討しているところです。

一番最後のページの参考2で、現在の人権侵害情報への対応について簡単にまとめています。

これはプロバイダ責任制限法をベースにしました、法務省の対応のほか、京都府教育委員会のネットいじめの監視、あるいは府警本部によるサイバー犯罪対策についての取り組みです。

知事部局の人権啓発推進室でも、同和問題に関する差別的な表現と認められる情報の掲載に対しまして、同和問題の解決に取り組む全国の都道府県と政令市で組織している全国人権同和行政促進協議会の中で一定の基準を適用しまして、権利が侵害された情報や、差別的な言動の情報、あるいは差別を助長するような情報と認められるものにつきましては、法務局を通じて削除の依頼を行っているところです。

ここでも事前に委員から質問をいただいています。この差別的な言動あるいは差別を助長する行為と明らかに認められる情報というのは、一体、誰がどのように判断してるのかという質問ですが、先ほどの全国の協議会の中の、該当府県に直接かかわっている情報につきましては、当該都道府県あるいは政令市が判断をし、複数の府県等にまたがっている場合は、全国的な協議会の中で意見照会をして、会員府県の一致をもって判断をするとい

うようなやり方をしています。

同和問題解決に向けた長年にわたる差別事象の対応についての基本的な考え方や蓄積した実績、こういったものに照らし合わせながら個別に判断をしているというのが現状です。

現在、人権啓発推進室の取り組みですが、例えば市町村から寄せられる問題がある情報について、いわゆる待っている状態なわけです。しかし、今、インターネットの世界ではさまざまな問題のある情報や表現があふれている状況を考えますと、これからは待っているのではなく、もっと積極的に問題となる情報を見つけ出すという攻めの対策というのにも必要ではないかということが、今回のインターネットの監視をしていこうという取り組みの出発点になっています。

ただ、インターネットの書き込みについて監視をする、あるいは問題表現を見つけ出すことは、憲法で保障された表現の自由や通信の自由に十分配慮していかないといけないところも考えていまして、何を一体監視するのかという監視対象の設定や、何をもってこれは問題だとするのか、その基準について、外部の方の意見もいただきながら、慎重に検討を進めていく必要があると考えているところです。

そのために、まずは京都府にかかわる人権上問題がありそうなインターネット上の情報について、まずは実態把握の必要があると考えています。実態把握したものを材料にして、専門的な有識者等から意見をいただきながら進めていくことが必要なことだと考えています。

それから4ページをご覧ください。各セクターに期待する役割として、インターネット上の人権侵害の対応を国、私ども京都府、市町村、さらにはNPOの団体の方、あるいは企業とかプロバイダ、それぞれに期待されるだろう役割について記載しています。インターネットは、私たち個人の生活や企業の事業にとって、当たり前になっている今問題のある表現を監視することやインターネットで人権侵害を受けたことに、迅速に救済される仕組みを整えることは大切なことですが、それで全ての問題が解決するわけでもないことも感じています。

事前に委員から、監視するにしても、あるいは救済するにしても、要するに事後対策になっているので、特に子どもをめぐっては、とにかく人権侵害を未然に防ぐ取り組みが急がれるという意見をいただいております、これは全く同じ思いでいます。

この問題を根本的に解決するためには、インターネットを利用するときも含めて、常に

全ての人の人権に配慮して行動する意識を社会に根づかせることが必要であって、そのためには、一例ですが、各セクターの方々がそれぞれの役割を果たしていくということが必要ではないかと考えています。

これもまた委員から指摘いただきましたが、インターネット上にどんな問題があるのか、どんな問題が掲載されるのかという実態を十分把握して、そういった情報をこの各セクターで共有して対応を検討していく、またその中で具体的な改善策プランを立てていくということが大事なことではないかと考えています。

説明は以上ですが、事前に質問いただいていますネットいじめの監視につきましては教育委員会から、サイバー犯罪対策とストーカー事件におけるメール問題につきまして府警本部から説明します。

○事務局

教育委員会です。ネットいじめ関係、それから民間業者に委託していますネット監視業務について、実態も含めまして説明します。

教育委員会で現在実施している「子どもにかかわるインターネットによる人権侵害を未然に防ぐ」取り組みはいくつかありますが、その中の一つに「ネットいじめ通報サイト」というのがあります。本日配布しました資料1になります。教育委員会の学校教育課のサイトに、「ネットいじめ通報サイト」を平成20年度から設置しました。

通報状況ですが、平成20年度は通報総件数が142件、21年度が62件、22年度が26件、23年度は38件で、24年度の11月9日現在では11件と年々減っています。これは後で説明をしますネットパトロールのネット監視との組み合わせの関係で減ってるのではないかと推測しています。

ネットいじめの通報サイトについてですが、これは本人からの通報のみでなく、例えば気が付いた友人が、このネットいじめ通報サイトの画面に入力して、教育委員会に送信してもらうこともできます。個人が特定できている場合がほとんどですから、教育委員会から、該当校のほうに直ちに連絡をして生徒指導に当たっていくということを当初始めました。

ただ、子どもたちが発見をするというのは限界がありますので、もう少し本格的なものとして平成22年9月から民間業者に委託したネット監視を始めてきたところです。

これにつきましては、本日配付しました資料2の「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集」をご覧ください。文科省のホームページにも公開されている資料ですが、そこに京都府教育委員会の取り組み事例を掲載しています。

その資料の左下88ページをご覧ください。実施対象は学校単位で、府内の小・中・高等学校、特別支援学校、その当時で395校が対象となります。

それから、パトロールの手法についてですが、これは携帯電話とパソコンの両方を用いながら、検索サイトでキーワードを検索します。このキーワードは事前に対象校にアンケートを実施し、地域情報や学校情報を民間業者が入手したものをもとに検索作業を始めていきます。

次に実施体制についてですが、この委託業者は、業務責任者1名、現場指示者1名、作業者2名の4名体制で監視業務を行っています。学校ネットパトロールの実施の頻度についてですが、これは事前に委員から質問もいただいています。1日8時間、それから週末を除く週5日という契約内容になっており、395校をずっと順番に見ていくわけです。ただ単純に見ていくのではなく、自殺予告や殺人予告、援助交際など、非常に危険な、犯罪性が高いキーワードでの検索は毎日欠かさずやっていて、それにひっかかった学校があれば、そこは24時間監視体制に入っていくということです。業者は独自の検索キーワードを持っていますから、かなり高い確率で危険性を把握できます。

それから、あとスピード感の問題です。非常に犯罪性の高いものであれば、これはすぐに教育委員会に連絡が入ります。それから、警察にも連絡をするわけですが、実際に平成23年度の事例で言いますと、対応事例2をご覧ください。府内女子中学生の作成したサイト上で、当該生徒へ援助交際を呼びかける投稿を検出したというのが現実がありました。これを直ちに市町の教育委員会を通じて該当校に連絡をしました。それから、その学校では直ちに生徒指導に入っていく、サイトの削除と警察への情報提供と対応していきます。発見から二、三日中には指導を行うと聞いています。

次に本日配布した資料3を見ていただきますと、これも学校教育課のホームページに公開しています。ネットいじめ等への対応として、ネット監視結果報告を挙げています。

リスク高、生命にかかわる緊急性の高いもの、1件というのは先ほどの事例です。それから、リスク中というのは、いじめ、中傷とか不法行為。バイクに乗ったとか、そういうのを自慢げに告白するようなものもこれに含まれます。リスク低ですが、これは自身の携

帯の電話番号やメールアドレスを載せたりといったもので、合わせますと大体、年間9,000件ぐらいが検出されるという現状です。

割合は、高校が74%、中学校が26%、小学校が1%未満ですが、特別支援学校も1%。女子児童・生徒が約7割、男子児童・生徒が約3割です。内容は、個人情報の流布が約91%ですが、犯罪性はないものの、やはり個人情報を簡単に載せているということを現状として十分受けとめなければいけませんし、こういう監視業務だけで子どもたちを守れるというわけにはいきません。委員からの要望にもありましたが、一つは保護者に対する啓発として、毎年7月に本日配布した資料4のブルーの「家庭で話そう」というリーフレット、これを配布しています。なぜ7月かといいますと、大体夏休みの前ぐらいを狙いまして、小・中・高等学校、特別支援学校の全保護者に配布しています。

見開きをあけていただきますと、最近、携帯だけではなくスマートフォンも出てきてまして、スマートフォンのフィルタリングのやり方が若干違うことやネットいじめの問題、個人情報の問題、有害サイトの閲覧、それから家庭でやっぱりルールを作ってください、何かあった時、困った時は相談してくださいという相談窓口を裏表紙に掲載し、保護者への啓発に力を入れています。

それともう一つ重要なことですが、子どもたちに授業の中で情報モラル教育をしっかりやっていくよう、学習指導要領が改正されました。例えば中学校でしたら、一番多いのが「技術・家庭」の男女共通の授業で、この教科で情報モラル教育を行います。高等学校ではもっと前から「情報」という教科がありますので、必修科目としてインターネットのモラルの問題から、人権侵害の実態も含めた情報モラル教育を各校で展開しているところです。

それにつきましては、国立教育政策研究所が情報モラル教育実践ガイダンスを各都道府県に配布したものを資料5としてお配りしています。これを小・中学校に20部ずつ、現場がより間違いなく実践していただけるように、指導展開例なども挙げたものを各校に配布しているところです。

それともう一つ、各小・中学校でも、当然、人権学習をやっていますが、その人権学習の中でも、子どもたちへの啓発として、本日配布した資料6のさまざまな人権問題という個別的な視点の中に、小学校編のⅡ、小学校編のⅢ、それから中学校編、高等学校編と、それぞれインターネット、ネットいじめに関するような学習資料を掲載しているところで

す。

ここで私たちが一番注意しておりますのは、今は、あなた自身が一つの放送局ですよということの周知です。どれだけのルールを守らなければいけないのかということ、情報発信する前にしっかりこういうことを考えてください、ということを書いています。また一番最後のページには、「情報社会に潜むわなを発見せよ」として、個別の人権課題をしっかりと学習して、正しい知識、理解を持っていないと、ネット上でいろんな差別や偏見を助長するような情報に出くわしたときにどういう態度をとれるか、そういう個別の人権課題もしっかりやっておく必要があるという観点で整理をしています。

最後ですが、ネットいじめも含めまして、これは10月初旬に発行しました「いじめ問題の解決のために」という教職員用のハンドブックを、これも府内の小・中・高等学校、特別支援学校、全ての学校の全教職員に配布して、中にはいじめ問題に関する最新の情報も掲載して指導に役立てているところです。

以上です。

○事務局

警察本部です。

まず、委員からの質問のありました平成23年中の京都府警察のサイバー犯罪の検挙数、258件、83人のうち起訴された件数、人数についてですが、これにつきましては起訴、不起訴等の処分権限は検察庁に属しますので、警察本部として回答する立場にないことを理解いただきたいと思います。

次に、神奈川県逗子市の女性が殺害された事件に関連して、約1,000通のメールが送り届けられていても事件として立件できなかったのか。現状のストーカー規制法において京都でも逗子市と同様の扱いになるのかという質問ですが、まずメールを連続送信する行為を禁ずる規定がストーカー規制法にならないから脅迫罪を立件できなかったのかという点につきまして、これが脅迫罪になるかならないかということについては、メールを連続送信する行為ではなくて、メールの内容に生命、身体、自由、名誉及び財産に対し害を加える旨、こういう記載があるかないかで判断されることとなります。

次に、現状のストーカー規制法においては、京都でも逗子市と同様の扱いになるのかという質問については、法律上、メールを連続送信する行為だけを捉えれば、ストーカー規

制法の処罰の対象とはなりません。ただ、連続送信されたメールの内容に面会や交際など、義務のないことを行うことを要求したり、性的羞恥心を害する事項を告げる内容、こういうものがあればストーカー規制法での事件化は可能です。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

ただいまの説明で、さらにもう少し立ち入って意見、質問がありましたらお願いします。

○委員

このパンフレットは7月に配布と説明がありましたが、これは携帯電話会社とかに置くことは無理なんですか。携帯のユーザーは保護者なので、やはりそこに置いて、携帯電話会社と連携していただいて、7月1回だけじゃなくて、こういう使い方、こんなことありますよ、お母さんたち御存じですかと啓発されたら、実働的にもっと効果があるのではないのでしょうか。

○事務局

携帯電話会社の窓口で配布というのはしていませんが、PTAのさまざまな研修会でも配布しており、同じものを持ってますよという保護者の方にも、何回も配って見ていただくようにしています。

○委員

でも、一度、携帯電話会社にも問いかけられてみてもいいんじゃないですか。

○座長

やってみてください。

○委員

私たちの団体でも、電話相談業務の中で、そういう内容がかかってきたり、また子どもがネットいじめの対象になったという相談があり、そのとき私も人権啓発室にまず相談し

て、どういうルートがありますかと訪ねたことがあります。こういう機関の者も学習することもすごく必要で、今回はストーカー規制法のこと認識が深まって、こういう実態になっているんだということと、それから自分たちもいつ犯罪被害者になるかわからないという現実なども把握しました。

それと、以前相談があったケースでも、やっぱり保護者が一番混乱するというのは実態としてありますので、今意見がありましたように、いろんな機関で啓発されるよう普及していただくことがいいかと思いました。

○座長

ありがとうございます。

では、3番目の議題の報告をお願いします。

議 事（3）「人権強調月間」における取組結果等について

○事務局

人権啓発推進室です。

資料3ですが、8月の人権強調月間の取組について簡単に報告します。

最初に、この「命の一冊」の募集について、今年度、新たに取組んだもので、府民の皆さんから命の大切さについて考えるきっかけとなった本をホームページ上で募集をしました。59冊の本の紹介がありました。

また音楽イベントの開催として、「ハートフルコンサート」と「HUMAN LIVE KYOTO」を行いました。主に若い世代に向けての情報発信、啓発活動の一環で開催したものです。

次の3番目に記載しています、有識者による座談会の開催について、これは若者にいかに人権啓発活動に取り組んでもらうか、あるいはいじめについてどう考えるかということテーマに座談会を行いました、これを京都新聞に掲載しました。

最後は例年行っています街頭啓発ということで、府内各地で人権についての大切さを訴える街頭啓発を実施しました。

あと、特に今回、力を入れたのは、こういったイベントや行事に参加されなかった方にも知っていただくため、できるだけメディアで発信できるように心がけをしました。

資料に、新聞掲載記事を添付しています。できるだけメディアに載せてもらえるような工夫をしていくことが大事だと考えているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

一応、予定した議題は、終わりました。残りの時間で、委員から、特に最近問題になった人権関係のことについて、委員の間で意見交換してほしいと提案がありました。

まずは、委員から提案内容の説明をお願いします。

○委員

たまたまこの懇話会の前にいろんな人権問題がたくさん出ました。

一つには、大阪市の橋下市長への一連の対応について、マスコミの言論の自由とのバランスというところがあります。頭を下げないといけないような状況になるような話になってるのはどういうことなのかということ、また、逗子ストーカー殺人事件。多分ストーカー事件が起こると、絶えず警察の人権意識が問われて、警察も大変だなと思いますが、実際に事件が多過ぎて、言葉は悪いですが、人手が足りない部分は何かわかるような気がするんです。それならば警察が管轄する中で、退職者集団に委託して、要するにストーカーの問題についてを真剣に考えてくれる組織をつくるなど、事件にならないと対応できないということや、ずっと言われ続けている部分の問題点を何か改良できることなど、委員の方々の意見をお聞きしたいという提案です。

最後は、前回、行政の方から、本当にたくさんの方のことを報告いただいて、しかしこれだけの業務をされているのに、なぜ人権活動、人権の問題についてのこういう事件が増える一方、何か身近なものに感じられないのは私だけなのだろうかという疑問に思いました。行政の皆さんに向けての質問ではなくて、委員の方々はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思っています。

○座長

ポイントは二つだと思いますけれども、マスコミが人権にかかわるような報道、あるいは

は報道される際に人権について配慮は十分されてるとは思いますけども、表現の自由と人権との、絶えず非常に際どいバランスについて委員の方から一般的に意見があれば伺いたい。

それともう一つは、府はいろいろな分野で頑張っておられることはわかるけども、それが一般府民になかなか伝わりにくいところが実感として、それを解決、解消する上で、もし何か委員の方で意見があればという2点だと思います。

順不同で、気のついたことから発言いただければと思います。

○委員

週刊朝日の中のチェックはどうなっているのかというのは、後で報道機関などの検証を読むと、やはり不十分だったと言ってます、そのとおりだと思います。あれは明々白々、許されない記事だったとはっきり言えると思います。

人権と報道の自由については、いつも、時々こういう具合にして問題になります。ですから、報道する側は、二重、三重、四重に目を通すことになっていて、書かれた人の立場でどうだという観点の目は持っているはずです。

議論もあった中で、週刊誌という媒体の性格もあったんでしょうが、表に出たということです。新聞については、それは現場の記者、それからキャップ、デスク、それから部長という、問題だということになれば、もうちょっと大きなところで議論もします。

○座長

他の委員、どうぞ。

○委員

ちょっと常識的に考えられないスタンスだったと思います。

○座長

ありがとうございます。

もうほかの委員もどうぞ自由に。

○委員

もう一つの逗子の話ですが、普通の感覚で考えれば、100件メールがあつて、それが多い少ないとか、規制の条文があるとかないとかの問題ではなく、言われたくない方から褒められると、これは死ぬとか殺すとか言われる以上に、やはり心理面、精神的にはこたえることだと思います。ですから中身で脅迫、もしくはそういった内容のものが見当たらなかったのではなく、個人として1,000通のメールが次々とあつて、その内容にそういう言葉があるなしでなく、その行為がやはり異常だと受けとめられるだけの感性とか常識的な判断とか、私はそのレベルの問題だと思います。そこが決定的に欠けてるということですから、規制を強めたり条例をどうこうする以前の問題だと思います。

本日のテーマでもあつた障害者の条例の問題でも、合理的な理由や正当な理由があればとか、それでこれについては逃げ道ではないかとか、誰が判断するか。これはずっと、多分、答えはなかなか出てこない問題だと思います。

だけどそれはそれで、他県のように、限界はあるけど、その言葉を連ねてやはり作っていくべきだということに変わらないんです。その裏にあるのは、結局、障害者の方とやはり共有した社会基盤があつて、そういう問題に対して自分自身も障害者じゃないけど、世の中の当事者として考えれるか、自分自身がそこに身を置けるか。そんな難しい話じゃないし、自分以外の周りの人を大切にしましょうというような発想が基本的に欠けてきていくところがあると思います。障害者の問題もこういう条例をつくって、いろんな目の前にある問題をクリアしていくことは大事なんですけど、やはり大きな問題として本当に減らしていけるのか、それは個人の社会に対する考え方の問題にまで結局行き着くので、そこのところはもうある程度、限界があるという形で考えないといけないと思います。私、一つすごく気になってますのは、個人というの、やっぱり周りや組織や集団や、人間関係があつて初めて個人というのが生かされていると。これがなかったら、個人というの死んでいるという思想も間違いではないと思うんです。

そうすると、こんなこと誰も賛同してくれないですけど、順序は、やっぱり周りの人を大事にしないと。その結果、個人も大事にされますよというのが順序じゃないかなというような、最近気さえしてきています。

○座長

教育専門の立場から、何かありましたら、委員どうぞ。

○委員

今おっしゃってる個人と他者という話は、ヨーロッパ的な発想で日本に上陸してきているんですね。ヨーロッパにおける個人という問題の捉え方と日本的な個人の問題の捉え方がちょっと違うので、だからすごく違和感があるということはそうだろうなと思って聞かせてもらっています。

ただ、心理学的に言うと、やっぱり個人として満たされている子どもたちは他者を差別しないし、他者を攻撃しないということがよく言われているので、教育的に発想すると、個人をしっかり作って、その上でしっかり他者との関係を作っていくという表現をしています。

○座長

長く生きてると、人間ってやっぱり他者との関係で自分が今生かされていると非常に強く感じるようになるので、今委員のおっしゃった、それは考えてみたら自分が、幸せに育ったからそういうことが言えるのかもしれませんが。そういう意味で幼児家庭教育、学校でも初期の教育ですね、そこが非常に大事。それは先生をちゃんと育てて、しっかりした経験を積んでもらわないと、知識の問題に入る前のレベルとして、人間関係の処理の知恵とか、体験とか、そういうことが大事じゃないかなと思います。

○委員

電話相談で子どもたちの声を受けとめているときに、本当に子どもたちは気持ちや声、思いを聞いてほしいといっぱいあるんですけど、そこが受けとめられていないというのを日々感じています。

学校の現場でも、いじめに関してや友達関係のことにに関して、本当に先生にも相談しても気持ちのこもった対応をしてもらえないとか、お母さんにも心配かけるから言えないなど子どもがそんなことを言います。

そういう意味では、家庭でどうあるかということ、親って何だろう、先生も家庭では親であったりするわけですから、家庭の中でまず人を1人としてその人の気持ちを受けとめるとか、そこがなくなったら本当に子どもたちはしゃべらなくなるんじゃないか危惧を抱

いています。

○座長

ありがとうございます。

それでは、これで議事を終わりたいと思います。